

(仮称) 武蔵野市議会個人情報保護に関する条例(案)に関するパブリックコメント(意見募集)の結果について

1 件名

(仮称) 武蔵野市議会個人情報保護に関する条例(案)に関するパブリックコメント(意見募集)の結果について

2 内容

(仮称) 武蔵野市議会個人情報保護に関する条例(案)に関し、市民意見を広く募集し、条例制定の参考にするため、パブリックコメント(意見募集)を実施した。

3 募集概要

- (1) 募集期間 令和4年12月22日(木曜日)から令和5年1月18日(水曜日)まで
- (2) 提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参のいずれか

4 実施結果

2人から計6件の意見提出

5 意見内容と市議会の考え方

No.	意見の内容	本市議会の考え方
1	第12条 本人に明示せず仮名加工情報や匿名加工情報を個人情報から作成するのは可能でしょうか。	市が制定した武蔵野市個人情報保護に関する条例(以下「市条例」という。)の根拠となった個人情報保護に関する法律(以下「保護法」という。)では、仮名加工情報や匿名加工情報の作成にあたって、当該本人に明示することを規定していません。 なお、市条例では匿名加工情報に関する手数料を規定せず、匿名加工情報の募集を行わないことから、そのこととの整合性を考慮して、本市議会における取扱いについて検討します。

2	<p>第17条 「帳簿を作成し、公表しなければならない」とありますが、どこに公表されるのでしょうか。</p>	<p>個人情報ファイル簿を作成した場合は、議会事務局の窓口に備え付けるとともに、市議会ホームページに掲載します。</p>
3	<p>第17条2(1)ウ なぜ1年以内に消去することとなる個人情報ファイルについては適用されないのでしょうか。個人情報の取扱いの重要度と期間は関係ないように思います。</p>	<p>保存年限が1年未満である保有個人情報については、当該保存年限に応じて廃棄となるためです。</p> <p>市条例の根拠となった保護法においても、1年以内に消去する個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成しないこととされていますので、そのこととの整合を考慮しています。</p>
4	<p>第17条2(1)カ なぜ議長が定める数に満たないものは適用されないのでしょうか。個人情報の取扱いの重要度と数は関係ないように思います。</p>	<p>第17条第2項第1号カの議長が定める数は、市条例の根拠となった保護法との整合を図ることから、同数の1,000人とし、個人情報ファイル簿の取扱いについても市と同様としています。</p> <p>御意見のありました、1,000人未満の個人情報ファイルについても市と同様、個人情報事務ファイル簿として取り扱うことを検討します。</p>
5	<p>第38条(1)で「違反」の可能性を前提にしているのに「第6章 罰則」にそれが含まれていない。そのうえ、不当に利用された本人が利用停止請求をしなければいけないのは「違反」した者勝ちのように感じます。</p>	<p>第38条第1項は、故意又は過失を問わず規定に違反して取得、利用、提供等をした場合を対象としています。第6章 罰則については、市条例の根拠となった保護法との整合を考慮して、職員が正当な理由がないのに、故意に個人データを外部に提供した場合や職権を乱用して個人の秘密に属する情報を収集した場合等を罰則の対象としています。</p> <p>なお、第38条第1項は、一定の場合に、保有個人情報の取扱いに関し本人が関与することができる権利を保障することを目的として、本人が保有個人情報の利用の停</p>

		止、消去又は提供の停止を請求することができることを定めているものです。
6	市議会として新たな個人情報保護に関する条例をつくるにあたっては、現時点で備える全てをみたま内容にする必要はないと考えます。例えば、匿名加工情報について、12月に可決された武蔵野市の個人情報保護条例では規定がないので、市議会の個人情報保護条例にも規定は必要ないのではと考えます。	御指摘のとおり、市条例では匿名加工情報に関する手数料を規定せず、匿名加工情報の募集を行わないことから、そのこととの整合を考慮して、本市議会における取扱いについて検討します。